

第3章 都市整備の方針

1 土地利用の方針

1-1 土地利用の基本的考え方

(1) 土地利用の基本的考え方

本市の中心市街地では、人口減少により、空地・空き家が増加し、さらに、商業・業務地の分散などにより、既存商店街の集客力の低下がうかがえ、今後は、このような商業の衰退に歯止めをかけるべく、魅力と賑わいのある中心市街地の再生が必要となっている。また、工業についても緩やかに低迷が続いており、地域産業の活力向上と、新たな雇用の場の創出が必要となっている。

このような地域の活力低下が見られている中、北陸新幹線県内全線開業、のと里山海道の4車線化整備、能越自動車道の整備進捗、国道159号羽咋道路や国道415号（神子原）の整備などの広域交通体系の変化により、本市を玄関口とする能登地域全体に、金沢市はもとより全国から、人・モノの交流が促進され、新しい地域活性化の契機が訪れることになる。

また、千里浜IC周辺では、平成29年に観光交流拠点施設となる「道の駅のと千里浜」が開業し、羽咋駅周辺では、令和6年に駅周辺空間の再生と賑わいの創出に向けた羽咋駅周辺賑わい交流拠点となる「LAKUNA はくい」を整備している。

将来の土地利用計画においては、前述の賑わい・交流基盤による地域活性化を契機とし、また、平成23年に世界農業遺産として認定された「能登の里山里海」を次世代に受け継いでいく貴重な資源として捉えながら、これらを地域活性化の新たな魅力資源として取り入れ、有効に活かしていくことにより、従来の開発整備の価値観を見直し、将来にわたり都市の保全と開発が調和した持続可能な都市の創出を推進するものとする。



基本的考え方

- 本市では、「能登の里山里海」などの自然・農村環境と共生した循環型社会と持続可能なまちづくりを推進する。
- 必要に応じて、用途地域の見直しなどによる計画的な土地利用と無秩序な開発を抑制し、自然環境と共生した快適性とまとまりのある都市環境を形成する。
- 既存ストックの有効活用、周辺住民の生活の利便性に配慮した既存商店街の再生や、若者・子育て世代が暮らしやすい環境の形成により、中心市街地への移住・定住の促進を図る。
- 広域交通の活用などにより、観光交流促進、地域産業の活力向上を目指し、通勤圏の拡大による移住・定住人口確保に向けた住宅環境整備とともに、新たな雇用の場を創出する。

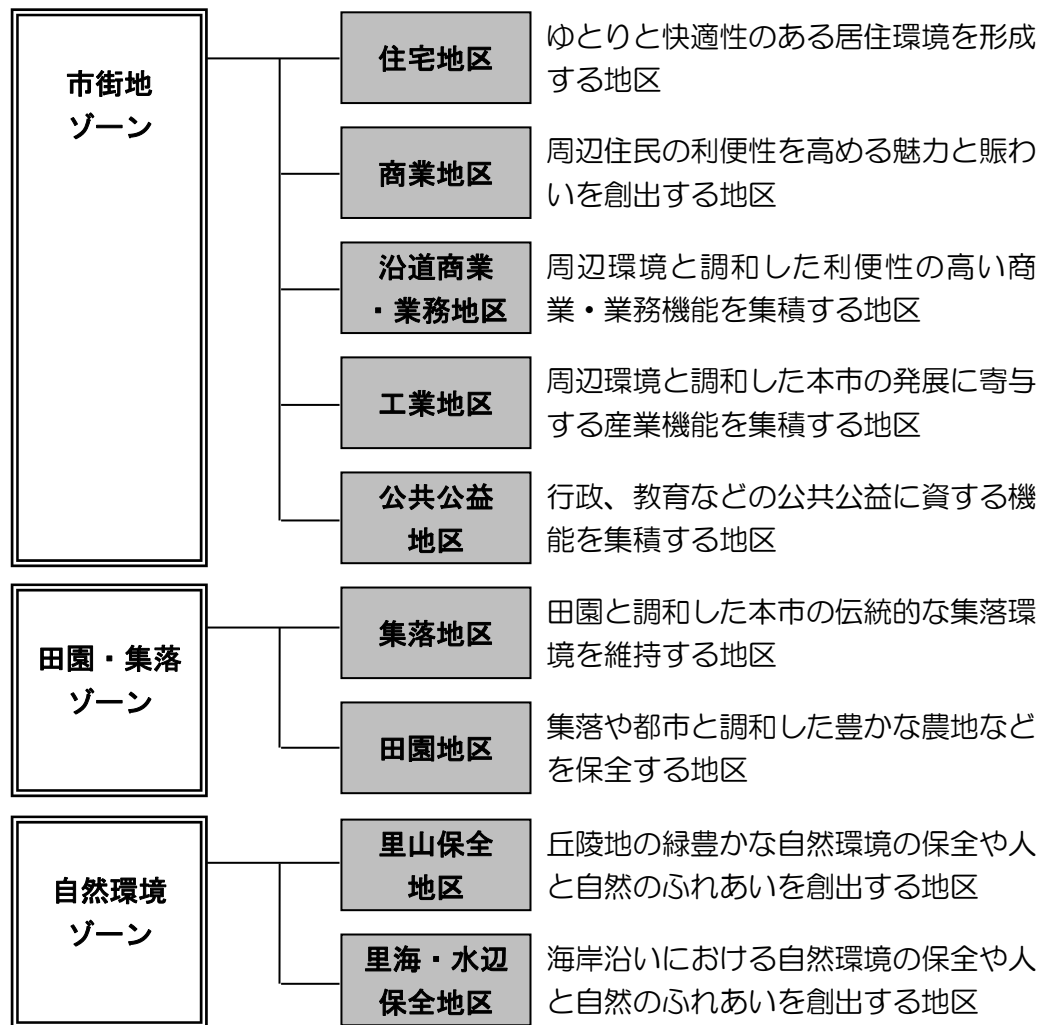
第3章 都市整備の方針

(2) 土地利用の区分

土地利用の区分は、将来都市構造におけるゾーンの考え方を踏まえながら、現況の土地利用や将来の土地利用を勘案し、以下の9地区に区分する。

〔将来都市構造の区分〕

〔土地利用の区分〕



1-2 土地利用の方針

(1) 住宅地区

〔地区全般〕

- 既存のまとまった未利用地については、敷地の細分化や用途の混在を防止しながら、計画的に市街化を図る区域として、優良宅地の供給などで有効な土地利用を促す。
- 用途地域の土地利用純化を図るため、必要に応じて、用途地域の見直しを検討する。
- 市民誰もが安全で快適に暮らし続けるため、デジタル技術を活用し、生活利便性の高いスマートシティの構築に向けた土地利用を推進する。
- 「羽咋市立地適正化計画」に基づき、居住誘導を進めていく。

〔低層住宅地区〕

- 良好な住環境を形成している千里浜 IC 付近や羽咋川右岸河口付近などの戸建住宅を中心とする低層住宅地は、用途の混在を抑制し、今後もゆとりある住環境の保護・育成を図る。
- 居住誘導区域への移住・定住を促進するため、千里浜 IC 周辺における未利用地を活用した宅地開発を推進する。

〔中低層住宅地区〕

- 低層・中層住宅が調和しながら、良好な住環境を形成している市街地東部などの中低層住宅地は、若者から高齢者まで多様な世代が生活できる場として、一定の低層・中層住宅の混在を許容しつつ、今後も住環境の保護・育成を図る。

〔一般住宅地区〕

- 低層・中低層住宅地を除く一般住宅地は、適切に住環境を保護しつつ、住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所などの立地を許容し、利便性の高い住環境の向上を推進する。
- 商業地区に隣接する住宅地については、「羽咋市空き家情報バンク」の周知・活用を推進するとともに、空地・空き家などを活用した新たな住環境の整備や若者・子育て世代が暮らしやすい環境づくりなどを推進し、中心市街地への移住・定住人口の拡大を図る。
- 市道羽咋 286 号線周辺の住宅地については、現在用途地域の指定がないことから、将来的な用途地域や特定用途制限地域の指定に向けた検討を行い、良好な住環境の保全を図る。

〔密集住宅地区〕

- 密集住宅地など、住環境整備が遅れている地区は、狭あい道路の解消、公園などの整備、消防水利の充実に努め、防災性の強化を推進する。

第3章 都市整備の方針

(2) 商業地区

〔既存商店街〕

- 既存商店街などが形成された JR 羽咋駅から国道 249 号間は、商業・業務・行政機能が集積しているとともに、「LAKUNA はくい」が立地しており、多くの人々が交流する本市の賑わい交流拠点として位置づけ、各種公共交通機関との連携や活用を図ることで回遊性を高め、都市緑化や景観にも配慮しつつ、周辺住民が生活利便性を享受できる場の形成を図る。
- 「羽咋市空き家情報バンク」の周知・活用を推進するとともに、空地・空き家などを活用した新たな住環境の整備や若者・子育て世代が暮らしやすい環境づくりなどを推進し、中心市街地への移住・定住人口の拡大を図る。

〔国道 249 号沿道〕

- 国道 249 号沿道の既存の商業施設周辺については、恵まれた道路環境や住宅地隣接などの条件を活かし、快適で賑わいのある商業地環境の形成により、活性化を図る。

(3) 沿道商業・業務地区

〔地区全般〕

- 用途地域の土地利用純化を図るため、必要に応じて、用途地域の見直しを検討する。

〔国道 249 号沿道〕

- 住宅地区と隣接して商業・業務施設が立地する国道 249 号沿道は、商業地区との連続性に配慮するとともに、周辺住民が生活利便性を享受できる場として沿道型の商業・業務地の形成を図る。

〔市道羽咋 286 号線沿道など〕

- 郊外型商業施設などの集積が見られる市道羽咋 286 号線沿道や国道 159 号沿道の一部は、周辺の住宅地や田園・集落地環境に配慮するとともに、既存商業施設と協調しつつ、新たな産業拠点として利便性の高い商業・業務地を形成する。
- 子浦川以東のエリアについては現在用途地域の指定がないことから、将来的な用途地域や特定用途制限地域の指定に向けた検討を行い、適正な土地利用の誘導を図る。

〔国道 415 号および一般県道若部千里浜インター線〕

- 千里浜 IC から広域農道の区間については、今後、開発が進むことが予測されることから、無秩序な土地利用の抑制と景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導を図りつつ、良好な沿道型の商業・業務地の形成を図る。
- 千里浜 IC 周辺については、「道の駅のと千里浜」の利用を促進するとともに、市民や観光客が自然と親しみながら、憩い・交流できる土地利用の形成を図る。

（４）工業地区

- 寺家工業団地および市街地の工業地については、周辺地区との調和を考慮しながら、その機能の充実を図る。
- 用途地域の土地利用純化を図るため、必要に応じて、用途地域の見直しを検討する。
- 新保工業団地については、周辺地区との調和を考慮しながら、その機能の充実を図る。
- 広域交通の利便性が高い国道 159 号沿道の三ツ屋町地区については、既存の工業施設を活かした工業地の維持を図る。
- 就労支援や雇用の場の充実により、若者などが元気に働ける持続可能な都市の構築に向けた土地利用を促す。

（５）公共公益地区

〔羽咋運動公園周辺〕

- 羽咋運動公園周辺は、文化、スポーツ施設が集積するほか、羽松高等学校、羽咋高等学校などの教育施設も位置していることから、文化・スポーツ・教育・福祉拠点としての機能の確保と賑わい創出を図る。

〔羽咋市役所周辺〕

- 羽咋市役所周辺は、市民の安全を担う羽咋消防署、羽咋警察署などの公共施設や羽咋中学校などの教育施設が集積することから、周辺環境と調和した公共公益機能の維持向上を図るとともに、緊急時や災害時などに迅速な対応ができるよう、道路などの機能維持向上を図る。

〔その他の公共公益地区〕

- 羽咋病院周辺については、広域における医療拠点および地域の中核的な医療機関として、機能充実を図るとともに、多くの人々が利用する公共公益性の高い地区として、周辺環境との調和を図りつつ、利用者の利便性や安全性に配慮した環境維持を図る。

（６）集落地区

〔地区全般〕

- 集落地については、周辺の田園環境と調和した適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制するとともに、世界農業遺産「能登の里山里海」として保全・継承するため、関係機関と調整しながら、集落環境を保全・維持する。
- 集落地の快適性とゆとりある居住環境を維持するとともに、道路、公園、下水道などの生活基盤の維持向上を図る。
- 「羽咋市空き家情報バンク」の活用などにより、地域コミュニティを確保し、集落地区の保全を図る。

第3章 都市整備の方針

(7) 田園地区

〔地区全般〕

- 邑知地溝帯の平野部や国道 415 号沿道および山間部の農地については、集落地などと調和した田園地区として保全・維持するとともに、世界農業遺産「能登の里山里海」として継承するため、農地バンクなどを活用し、担い手農家へ農地の集積、集約化を図り、耕作放棄地の解消と有効活用、河川の水質検査の実施などを推進する。
- 石川県やトキの保護活動に取り組む団体などと連携しながら、トキが生息できる環境を保全するとともに、トキの放鳥の地となるよう取り組みを推進する。

(8) 里山保全地区

〔地区全般〕

- 丘陵地や山間地に残る樹林地は、都市を取り巻く良好な自然環境として保全する。

〔眉丈台地自然緑地公園周辺〕

- 眉丈台地自然緑地公園周辺については、緑豊かな自然環境に配慮しながら、市民などが自然とふれあう機会を創出するレクリエーション拠点として、官民連携により、整備・活用を図る。

(9) 里海・水辺保全地区

〔地区全般〕

- 海岸沿いに残る樹林地は、防風・防砂機能などを維持するとともに、都市を取り巻く良好な自然環境として保全する。
- 千里浜海岸から柴垣海岸にかけての海岸線や羽咋川や子浦川などの河川沿いについては、水と緑豊かな自然環境に配慮しながら、市民などが自然とふれあう機会を創出するレクリエーション拠点として整備・活用を図る。

〔千里浜海岸〕

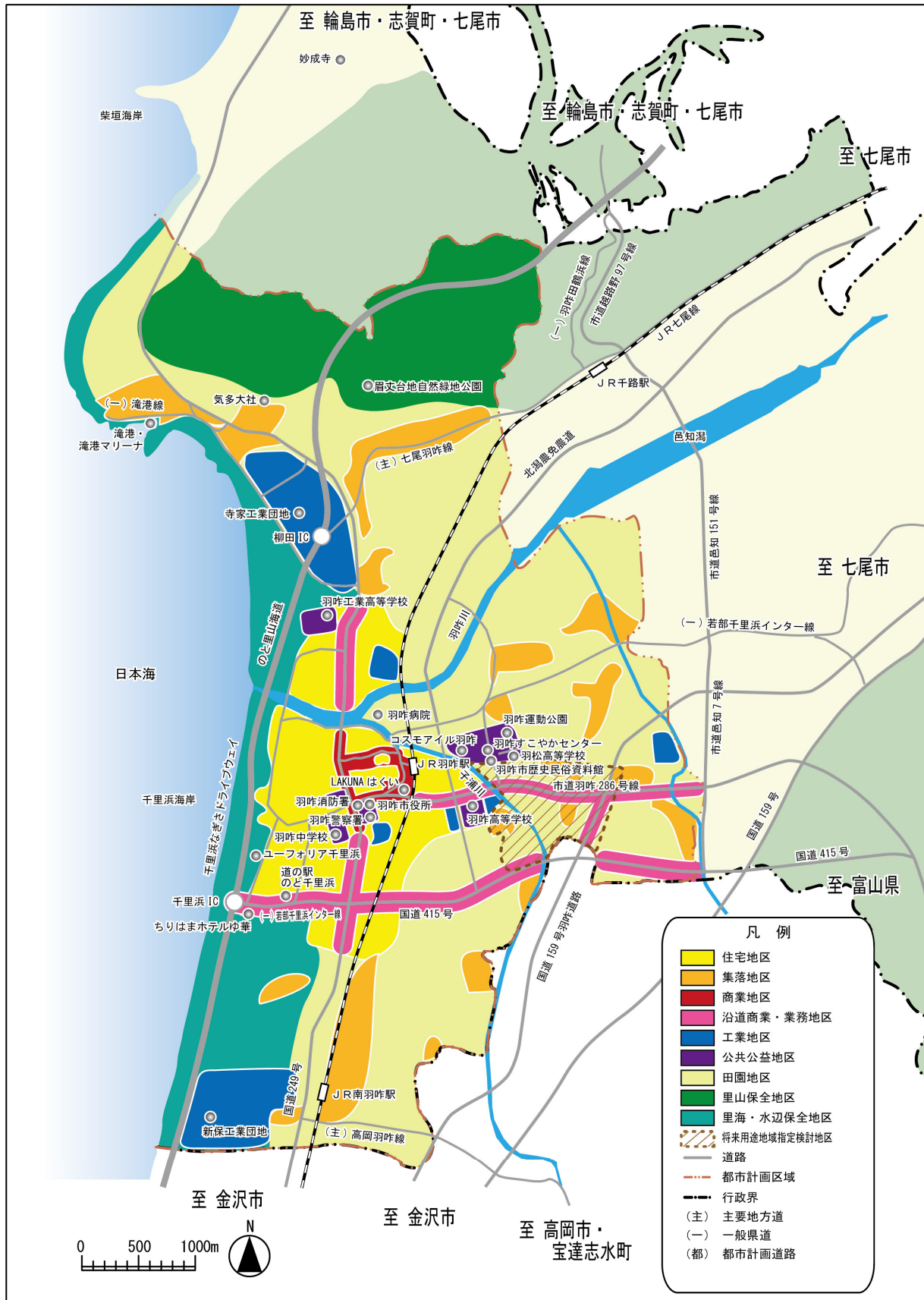
- 近年、海岸侵食が進行している千里浜海岸を保全するため、千里浜再生プロジェクトなどを推進し、なぎさと砂丘の回復を図るとともに、市民や来訪者が楽しめる海岸として利活用の推進を図る。

〔滝港マリーナ〕

- 滝港マリーナについては、海洋レクリエーションの拠点として位置づけ、市民などが海洋レクリエーションを楽しむ空間として、適切に維持・管理する。

第3章 都市整備の方針

図一土地利用方針図



第3章 都市整備の方針

2 市街地整備の方針

2-1 市街地整備の基本的考え方

(1) 市街地整備の基本的考え方

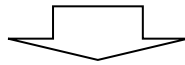
本市では、昭和12年に羽咋都市計画区域が指定され、昭和61年に用途地域が指定されている。

現在、用途地域が指定されている中心市街地においては、人口減少や経済の低迷などが影響し、空地・空き家が増えているとともに、既存商店街の魅力の低下がうかがえる。

また、工業系の用途地域に指定されている地域についても、社会情勢の変化などから、工場撤退が危惧されており、このような地域では、工場撤退後の跡地に住宅地や小規模な工場施設などのバラ立ちが懸念されている。

一方、本市においては、前述のような課題を解決するため、令和2年に羽咋駅周辺を中心としたコンパクトなまちづくりを推進するため「羽咋市立地適正化計画」を策定し、令和7年1月に改定している。

このような背景を踏まえ、本市においては、用途地域の見直しによる用途の純化、中心市街地の活性化に向けた移住・定住人口の確保、商工業の振興などに努めることにより、コンパクトで持続可能な都市を創出することが必要である。



基本的考え方

- 本市の顔となる羽咋駅周辺を核とし、連続的なまちなみの再生、空地・空き家の活用などにより、中心市街地の活性化を図る。
- 中心市街地への移住・定住人口を確保するため、道路や公園の整備、防災機能の強化などを行うとともに、良好な住環境の創出に向けた規制緩和や既存ストックの有効活用も含めた基盤整備などにより、住環境の向上を図る。
- 沿道商業・業務地や工業団地における適切な土地利用を促す都市基盤整備などを進め、市街地の活性化につながる商工業の振興を図る。

(2) 市街地整備の区分

市街地は、将来都市構造における市街地ゾーンにあつて、概ね用途地域が指定されている範囲を基本とし、土地利用方針で示した区分を踏まえて都市基盤整備を進めるものとする。ただし、市街地から連続した幹線道路沿道の土地利用、工業団地のような拠点についても、必要に応じ、言及するものとする。

2-2 市街地整備の方針

(1) 住宅地区

〔地区全般〕

- 中心市街地における移住・定住人口の確保のため、住宅地区では、羽咋市公共施設等総合管理計画に基づき、都市公園の適切な維持管理や整備、未整備の都市計画道路の整備促進、狭あい道路の解消など都市基盤整備を図る。

〔一般住宅地区〕

- 「羽咋市空き家情報バンク」の周知・活用を推進するとともに、商業地区に隣接する住宅地の空地・空き家などを活用し、住環境の改善を図る。
- 中心市街地周辺における若者・子育て世代の移住・定住促進のため、公営住宅などの整備や公園の再整備など、子育てしやすい居住環境の形成を図る。

〔未利用地〕

- 良好な住環境を整備するため、規制緩和も視野に入れながら、各種まちづくり制度の活用を検討するとともに、既存のまとまった未利用地や小規模な未利用地も含めて有効活用する。

(2) 商業地区

〔既存商店街〕

- 「まちの顔」となる羽咋駅周辺の既存商店街については、賑わいを創出するため、空き店舗の解消、起業や事業承継の支援、羽咋駅から続く連続性の再生、まちなみ景観整備などを推進する。
- 「LAKUNA はくい」を地域活性化の拠点として賑わい創出を図る。
- 既存商店街を誰もが歩きながら楽しめるよう、歩行空間や駐車・駐輪スペースを整備する。
- レンタサイクルの活用検討などの自転車活用の推進により、交流促進を図る。

〔国道 249 号沿道〕

- 国道 249 号沿道については、適切な規制・誘導、沿道の活性化に寄与する有効な土地利用を進めるとともに、周辺環境と調和した良好な景観整備を図る。

第3章 都市整備の方針

(3) 沿道商業・業務地区

〔国道 249 号・国道 415 号沿道など〕

- 市街地から連続する国道 249 号沿道、国道 415 号沿道、千里浜 IC へのアクセス道路については、無秩序な土地利用を抑制しながら、周辺環境と調和した良好な景観整備を図る。

〔市道羽咋 286 号線沿道など〕

- 市道羽咋 286 号線沿道の郊外型商業施設が集積する一帯は、適切な開発誘導のもと、良好な沿道景観を整備する。

(4) 工業地区

〔市街地内工業地〕

- 市街地内の工業地については、周辺地区と調和した良好な工業地の環境維持と機能の充実を図るとともに、遊休工場などについては、跡地利用を促進するため、用途地域の見直しを検討し、社会基盤の整備を図る。

〔工業団地〕

- 寺家工業団地および新保工業団地については、各工業団地の特性にあわせて、企業立地を促すとともに、良好な工業地の環境を維持する。

(5) 公共公益地区

〔羽咋運動公園周辺〕

- 文化・スポーツ・教育・福祉施設が集積する羽咋運動公園周辺については、市民などの利便性を高めるための基盤整備を図る。

〔羽咋市役所周辺〕

- 羽咋市役所周辺は、公共施設が集積しており、誰もが公共サービスを利用しやすいよう、施設の適切な維持管理や整備を図る。

〔羽咋病院周辺〕

- 羽咋病院周辺は、広域における医療拠点および地域の中核的な医療機関として、医療や福祉のサービスを高めるよう、施設の機能強化を図る。

3 都市施設整備の方針

3-1 交通施設整備の方針

(1) 交通施設整備の基本的考え方

本市は、金沢方面と能登地域をつなぐ要衝に位置している中で、北陸新幹線県内全線開業、のと里山海道の4車線化整備、能越自動車道の整備進捗など本市を取り巻く広域交通体系は大きく変化し、交流人口の拡大とそれに伴う交通の活発化が想定される。

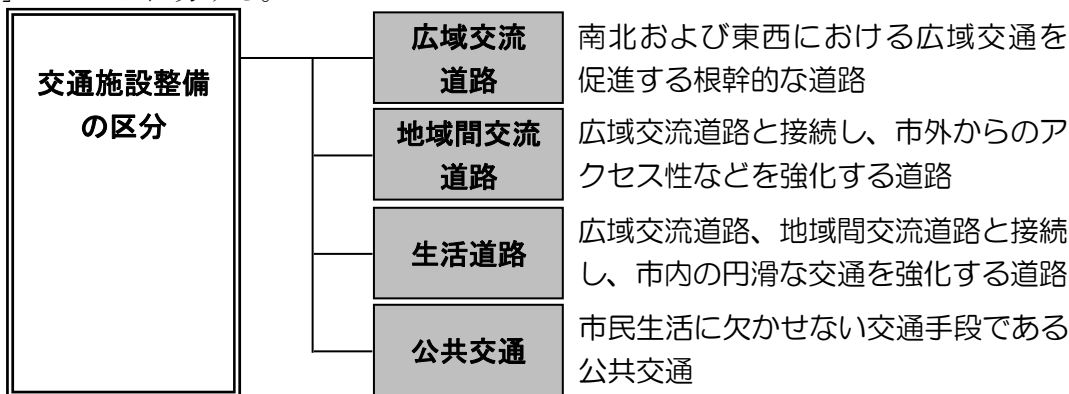
一方、このような背景の中で、これらの交通を処理するネットワークとして、石川県の総合計画である「石川県成長戦略」に記載されている幹線道路ネットワーク構想においては、県土を限なく網羅する幹線道路網整備や隣県へのアクセスなど、人やもののより一層の交流促進を目指しており、羽咋市域を通過するのと里山海道、国道159号、国道415号などは、この構想の一翼を担う道路として位置づけられている。本市においては、このネットワーク体系の重要な位置（国道159号<金沢⇄羽咋⇄能登>と国道415号<羽咋⇄富山>との分岐点）にあり、のと里山海道4車線化、国道159号羽咋道路や国道415号（神子原）の整備をはじめ、広域交通体系の変化を好機と捉え、本市の交通体系の構築を図ることが求められる。

基本的考え方

- 本市の広域交流を促進するため、広域交通体系の整備状況などを見定めながら、広域交流道路の交通機能の充実を図る。
- 広域交流道路と接続し市外からのアクセス性を強化する地域間交流道路、市民の生活に密着し市内交通を円滑化する生活道路の整備により、交通の円滑化を図る。
- 都市計画道路の見直しを踏まえた都市計画道路の整備促進や、公共交通の利用促進を図る。
- 歩道や自転車道整備、街路灯の整備など日常生活における安全性の確保を図る。

(2) 交通施設整備の区分

交通施設整備の区分は、将来都市構造における南北軸および東西軸を「広域交流道路」として位置づけるとともに、これらと接続することにより本市の交通の円滑化を強化する「地域間交流道路」、「生活道路」および市民生活に欠かせない交通手段である「公共交通」の4つに区分する。



第3章 都市整備の方針

(3) 交通施設整備の方針

1) 広域交流道路

〔南北道路〕

- のと里山海道をはじめ、国道 159 号、国道 249 号など、南北の広域交流道路は、南北に長い県土をつなぎ、能登地域の広域交流ネットワークや金沢方面との連携を担う道路であるとともに、地域の各拠点を連絡し、本市の活力を維持・創出する重要な道路として、国道 159 号羽咋道路の整備促進や、のと里山海道の 4 車線化促進を図る。
- 商業や流通施設の集積などの沿道利用を考慮するとともに、安全で快適な走行性が確保された道路として維持整備を図る。
- 第一次緊急輸送道路である、のと里山海道、国道 159 号羽咋道路、国道 249 号は、道路整備の促進によって、地域間相互や高次医療機関との連携強化を図る。

〔東西道路〕

- 国道 415 号（神子原）、市道羽咋 286 号線など、東西の広域交流道路は、隣接する富山県との広域的な交流を促進する道路であるとともに、地域の各拠点を連絡し、本市の活力を維持・創出する重要な道路として、南北方向の広域交流道路との連携強化と整備促進を図る。
- 沿道土地利用のさらなる充実、また、安全で快適な走行性が確保された道路として維持整備を図る。
- 第二次緊急輸送道路である国道 415 号（神子原）の整備促進や県境区間の改良促進によって、地域間相互や高次医療機関との連携強化を図る。

〔都市計画道路〕

- （都）西街道線や（都）東街道線については、広域的な交流や地域拠点間の連携強化に向け、整備促進を図る。

2) 地域間交流道路

〔道路全般〕

- （主）七尾羽咋線、（主）高岡羽咋線、（一）若部千里浜インター線、（一）羽咋田鶴浜線については、市内の道路網の骨格を形成するとともに、隣接市町などと連絡する道路であり、広域交流道路とのネットワーク性を高めながら整備を促進することにより、市外へのアクセス性や市内の交通円滑化を強化する。

〔都市計画道路〕

- （都）的場飯山線については、（都）東街道線の整備にあわせて整備促進を図る。
- 羽咋駅周辺の整備にあわせて（都）南通り線及び（都）川原町線の整備を推進する。

〔環状道路〕

- 本市中心部の通過交通を抑制し、中心部における交通の円滑化、歩けるまちづくりを促進するため、（一）若部千里浜インター線（市街地周辺区間）などから構成される環状道路の機能強化を図る。
- 環状道路については、広域および地域間交流はもとより、市民の生活に密着した主要生活道路の役割も担うことから、車両交通だけでなく、歩行者や自転車利用者なども快適に利用できる道路空間の確保を図るため、市内での自転車道の整備などを推進する。

3) 生活道路

- 市民の生活を支える主要な道路については、広域交流道路や地域間交流道路とのネットワーク性を高めながら整備を促進し、道路交通網としての体系的な機能向上を図るとともに、市内の交通円滑化を強化する。
- 市民生活に密着した道路として、市民の意向を踏まえながら、細やかな整備、維持・改善を図るとともに、安全・快適な道路空間を形成するため、歩行空間の確保、街路灯の整備や町会と連携した防犯灯の維持管理などによる防犯対策、街路樹による緑化、段差解消などバリアフリー化を進め、自転車走行環境の向上などを推進する。
- 車を利用しない高齢者の外出、こどもの通学などに配慮し、通学路点検による危険箇所の把握および情報共有、通学を見守るためのIoT機器やアプリケーションソフトウェアの活用などにより、歩行空間の安全性・快適性を確保する。
- 危険箇所マップの作成やサインの設置検討などにより、交通安全性の向上を図る。
- 中心市街地での自転車利用を推進するネットワーク整備を検討するほか、羽咋巖門自転車道などの整備や路面標示、案内看板の設置などにより、自転車道の適切な維持管理と機能充実を図る。

第3章 都市整備の方針

- 市内の主要施設へのアクセス性の向上を図るため、案内標識（サイン）などの充実を図るとともに、歩車共存型の道路として機能充実を図る。
- 冬期間における交通の安全性を確保するため、市民の協力を得ながら、効果的な除雪対策を推進する。
- 長期的な視点から、道路施設などの効率的な維持補修を行い、道路施設などの長寿命化を図る。

〔都市計画道路〕

- 市内における交通の円滑化を図るため、都市計画道路見直しの結果を踏まえながら、（都）宇賀線をはじめとする都市計画道路の整備を促進する。

4) 公共交通

- JR 七尾線、路線バス、市内コミュニティバス「るんるんバス」、AI デマンド交通「のるまいカー」、羽咋病院バス、タクシーなど、市内を運行している公共交通全般を一体的に捉え、市民や観光客などの移動ニーズに応えるよう、既存の役割にこだわらず、また異なる交通手段の連携なども含めて、地域公共交通ネットワークの構築と利用促進を図る。
- 路線バスや「るんるんバス」などの継続的な運行と利用促進を図るとともに、利用状況を踏まえながら「るんるんバス」の利便性の向上を図る。
- 交通空白地やバスの運行に適さない地域に AI デマンド交通「のるまいカー」の運行やタクシーの利用助成を実施する。
- JR 羽咋駅およびその周辺道路については、バリアフリー化などを推進し、利便性の向上を図るとともに、パークアンドライドなどの実施を検討し、環境にも配慮した公共交通の利用促進を図る。
- MaaS※の導入、アプリケーションソフトウェアの活用などを行い、多様なニーズに対応できる公共交通システムの確立を目指す。

※MaaS：「Mobility as a Service」の略語で、一般的には自動車や自転車、バス、電車など、さまざまな交通手段を個別の移動手段としてではなく、人々が効率よく、かつ便利に使えるサービスで新たな移動手段の概念を指す。



市内を循環する「るんるんバス」

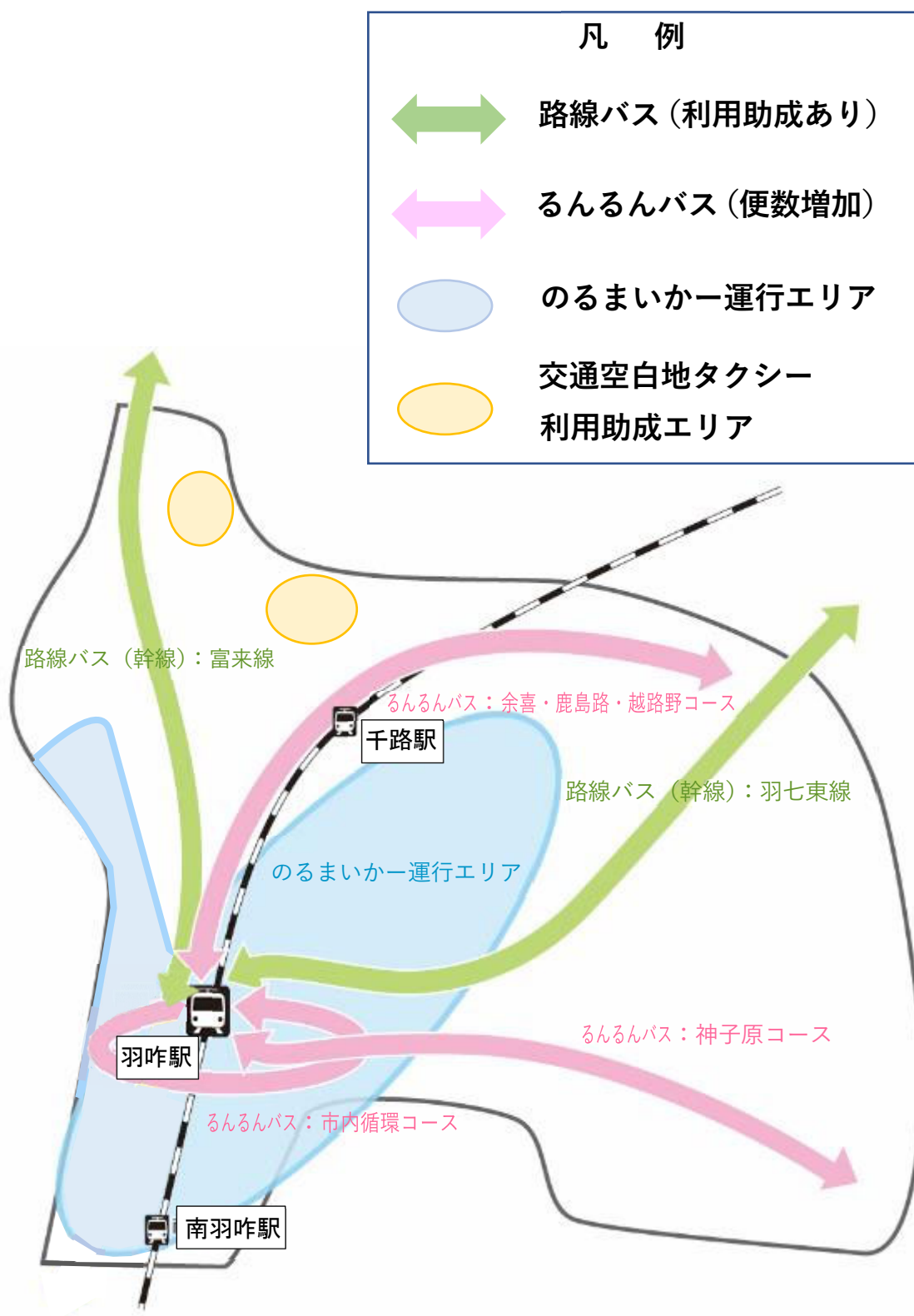


AI デマンド交通「のるまいカー」



第3章 都市整備の方針

図一地域公共交通イメージ図



資料：羽咋市企画財政課

3-2 公園・緑地整備の方針

(1) 公園・緑地整備の基本的考え方

公園・緑地の機能は、都市の環境保全をはじめ、市民などのレクリエーションの場、災害時などにおける避難場所、都市の魅力を高める景観的に優れた空間などと多様である。

本市では、平成10年に羽咋市緑の基本計画を策定し、基本テーマである「暮らしに緑がいきづくまちづくり」のもと、公園・緑地の保全・活用を推進してきており、令和6年3月現在11の都市公園が開設している。

また、都市公園のほかにも、千里浜海岸、邑知潟、羽咋川、子浦川などの水と緑が調和した環境も本市の特徴的な緑空間となっている。

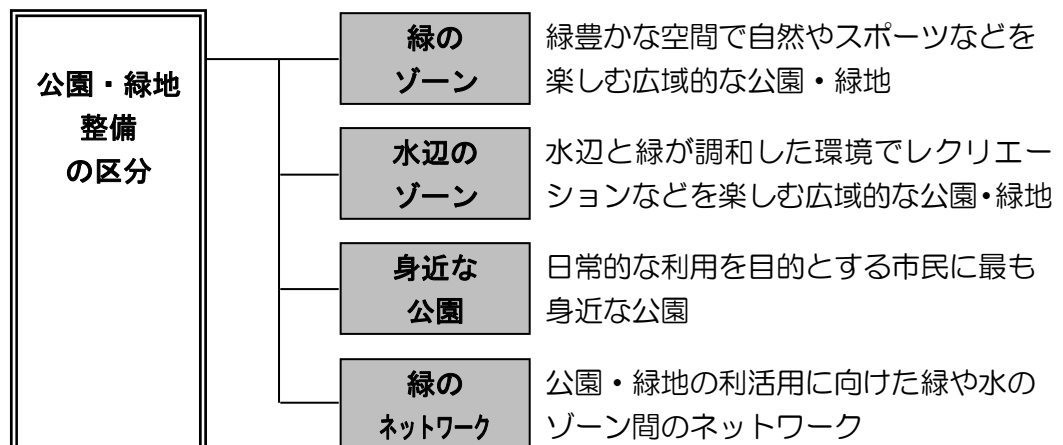
一方、本市においては、進展する少子高齢化や市民ニーズの多様化、広域交通体系の変化による観光交流促進への対策が求められていることに加え、近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、公園・緑地の役割は、これまで以上に重要性を増すものと考えられる。



基本的考え方	○ 丘陵地の豊かな緑や千里浜海岸などの水と緑が調和した環境を保全・活用するとともに、観光交流の促進にあわせた魅力ある緑あふれる空間の創出を図る。 ○ 緑の基本計画に基づき、市民が快適かつ継続的に公園・緑地を利用できるよう、公園・緑地機能の維持向上を図る。 ○ 市民協働により公共施設や民有地の緑化を推進する。 ○ 災害時などにおいて、市民が安全に避難できる場所となるよう、公園の防災機能の強化や「グリーンインフラ」の取り組みを推進する。
--------	---

(2) 公園・緑地整備の区分

公園・緑地整備の区分は、将来都市構造での公園・緑地に関わる機能を踏まえながら、緑豊かな空間である「緑のゾーン」、水辺と緑が調和した環境である「水辺のゾーン」、市民が日常的に利用できる「身近な公園」、ゾーン間を連絡する「緑のネットワーク」に区分する。



第3章 都市整備の方針

(3) 公園・緑地整備の方針

1) 緑のゾーンの保全・活用

〔眉丈台地自然緑地公園周辺〕

- 本市の都市を取り巻く緑として、眉丈山丘陵の樹林地の植生を保全するとともに、眉丈台地自然緑地公園の整備や適切な維持管理を行う。
- 自然とのふれあいゾーンとなる眉丈台地自然緑地公園周辺については、眉丈山丘陵の自然環境に配慮しつつ、市民などが自然と親しむ緑豊かな空間形成を図る。
- 災害発生時における災害廃棄物の仮置き場や仮設住宅用地としての活用を考慮しつつ、避難場所としての防災トイレの整備など、防災機能の充実を図る。



眉丈台地自然緑地公園

〔羽咋運動公園周辺〕

- 市民健康スポーツゾーンとなる羽咋運動公園周辺については、公園の整備や、都市緑化の確保に向け、公園内の緑を適切に維持管理するとともに、羽咋体育館、羽咋市武道館など、公園内の施設の有効活用を図り、市民の健康増進とスポーツ振興に資する場として空間形成を図る。
- 羽咋運動公園周辺については、災害時の避難場所として、防災トイレの整備などによる防災機能の充実を図る。
- 羽咋運動公園周辺については、公園の利用促進に向けた官民連携を推進する。

2) 水辺のゾーンの保全・活用

〔千里浜海岸・邑知潟周辺〕

- 水辺と緑が調和した環境を維持するため、千里浜海岸、邑知潟周辺の植生を保全する。
- 千里浜海岸については、近年の海岸侵食の進行を防止するため、関係機関と協力しながら、樹林地の保全や千里浜海岸などの保全対策を推進するとともに、水辺と緑が調和した海浜レクリエーションゾーンとして利活用の推進を図る。
- 邑知潟周辺については、サンクチュアリや観察小屋などの活動（学習・観察活動）に資する整備を検討することにより、水辺の自然に親しむレクリエーションの場として空間形成を図る。

〔羽咋川および子浦川〕

- 羽咋川および子浦川については、市街地に隣接した河川として、河川緑地の保全を図る。
- 災害時における河川の氾濫などに備えるとともに、火災の延焼を遮断する防火帯として、また、水害防備機能を備えた緑地として機能充実を図る。

3) 身近な公園の充実

〔身近な公園全般〕

- 既設の都市公園については、こどもや高齢者など、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化を推進するとともに、施設や遊具の適切な機能の維持管理を推進する。
- 地区人口のバランスに応じて、身近な公園の機能維持に取り組みながら、緑豊かで良好な都市環境を形成する。
- 新たな公園を整備する際には、本市の自然環境に配慮するとともに、市民や来訪者の利便性に配慮する。
- 市街地の工業地域については、住宅地と隣接していることから、住宅地との工業地周辺の緩衝緑地を確保する。
- 指定管理者制度の導入などによる管理体制の構築を推進するほか、官民連携を推進し、新たな公園の利活用を検討する。

〔近隣公園〕

- 中央公園、白鷺公園など、比較的規模の大きな近隣公園については、災害時の避難場所として、防災機能の充実を図る。



中央公園

〔街区公園〕

- 御坊山児童公園、夕日ヶ丘公園などの既設の都市公園については、市民の身近な憩いの場として利用促進を図るとともに、施設や遊具の適切な維持管理を推進する。

4) 緑のネットワークの形成

〔緑や水辺のゾーンのネットワーク〕

- 市民が、日常的に水や緑などの自然と親しむことができるよう、眉丈台地自然緑地公園、千里浜海岸、羽咋運動公園、邑知潟の各ゾーンを連絡する道路の緑化、歩行・自転車走行空間を整備することにより、緑のネットワークを形成する。
- 来訪者が、緑や水辺のゾーン間を回遊しながら楽しむことができるよう、ゾーンおよび緑のネットワークの活用を検討するとともに、各ゾーンの特徴を活かした観光交流の促進を図る。

[illegible]

3-3 上下水道整備の方針

(1) 上下水道整備の基本的考え方

令和4年度における本市の上水道事業の普及率は99.0%と高い普及率を示している。

上水道は、昭和60年から石川県水道用水を受水しており、今後も安定した飲料水の供給に向けては、さらに自己水源の確保に取り組む必要がある。

加えて、上水道施設については、配水場や配水管などの老朽化や耐震性能の脆弱性が懸念され、日常的な利用だけでなく、災害時などにおいても、安定的な飲料水を供給できるよう、上水道施設の更新が求められる。

一方、下水道においては、面的整備は終えており、また、令和4年度末での公共下水道の接続率は86.3%となっている。

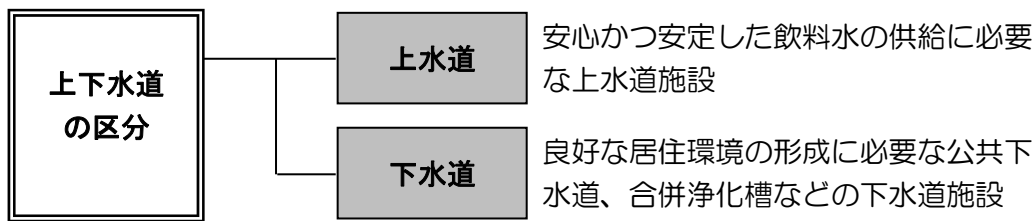
今後も、水環境や都市の衛生面に優れた居住環境を継続していくためには、長期的な視点に基づきながら、公共下水道の整備を促進する必要がある。



基本的考え方	○ 自己水源の確保をはじめ、上水道の普及促進、計画的な施設の更新により、災害時にも対応できる安心かつ安定した飲料水の供給を図る。 ○ 公共下水道の整備促進と長寿命化により、公共水域の水質保全、良好な居住環境の形成を図る。
--------	--

(2) 上下水道整備の区分

上下水道の区分は、ライフラインとして重要な「上水道」、「下水道」に区分する。



第3章 都市整備の方針

(3) 上下水道整備の方針

1) 上水道の整備

〔上水道施設〕

- 重要なライフラインである上水道については、老朽化した配水管などを更新するとともに、耐震化に適応した配水管の整備を促進する。
- 取水施設、送水場については、地震、大規模火災、大規模浸水など、突発的な災害に備えるため、計画的に施設更新を進めるとともに、耐震化を図る。
- 公営企業会計を踏まえ、送・配水施設の統廃合を検討する。
- 今後も、清浄にして豊富低廉な飲料水の供給や安定した水の供給のため、自己水源の整備や水質検査の強化、上水道施設の適切な維持管理と事業の効率化を図る。

2) 下水道の整備

〔下水道施設〕

- 重要なライフラインである下水道については、公共下水道事業の推進、合併浄化槽の普及促進に努める。
- 災害などによって下水道機能が停止となった場合にも、速やかに下水を排除できるよう、施設整備や維持管理体制の構築を図る。
- 戸別訪問やPR活動、助成制度の充実により、公共下水道への接続促進、水洗化率の向上を図る。
- 事業状況に応じ下水道処理場の統廃合を見越した施設更新を行う。
- 今後も、公共用水域の水質保全と居住環境の改善を図るため、公共下水道の長寿命化などにより、下水道施設の適切な維持管理と事業の効率化を図る。

4 自然環境の保全および都市環境形成の方針

4-1 自然環境の保全および都市環境形成の基本的考え方

(1) 自然環境の保全および都市環境形成の基本的考え方

本市には、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」をはじめ、千里浜海岸、邑知潟、眉丈台地自然緑地公園、羽咋川など、水と緑豊かな自然環境が残されており、今後も守り、次世代に受け継いでいくことが大切である。

その一方で、今日における都市を取り巻く環境については、地球温暖化、自然災害の激甚化・頻発化など、環境問題が深刻化しており、本市においても千里浜海岸の侵食などは深刻な環境問題となっている。

これら自然環境の保全や都市環境問題に対する市民意識は徐々に芽生えつつあるが、都市の発展とともに多様化する環境問題に対応していくためには、より一層の市民意識の向上を図ることが必要である。

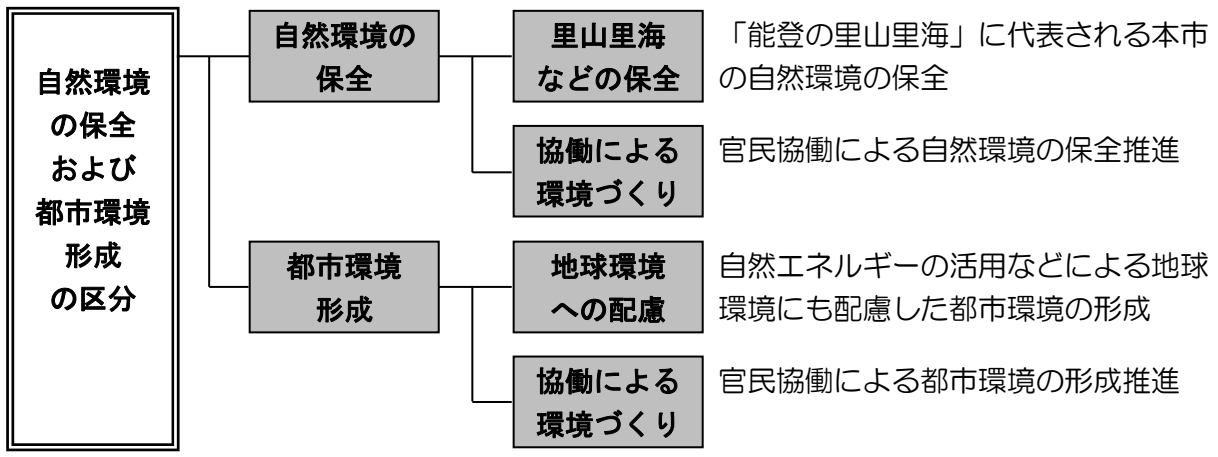
さらには、世界規模で地球温暖化抑制に対する取り組みがなされており、都市づくりにおいても脱炭素社会の実現に向けた対策に取り組みながら、自然環境と共生した都市の形成が必要である。

基本的考え方

- 能登の里山里海、千里浜海岸、邑知潟、眉丈台地自然緑地公園、羽咋川など、豊かな自然を保全するとともに、生物多様性の観点も踏まえながら自然環境と共生した都市の形成を図る。
- 自然エネルギーの活用、循環型社会や脱炭素社会の形成など、地球環境にも配慮した都市環境の形成を目指す。
- 自然環境の保全や地球環境に配慮した都市について、市民意識の向上を図る。

(2) 自然環境の保全および都市環境形成の区分

自然環境の保全および都市環境形成の区分は、「自然環境の保全」、「都市環境形成」と大別した上で、「自然環境の保全」では、「里山里海などの保全」および「協働による環境づくり」に区分し、「都市環境形成」では、「地球環境への配慮」および「協働による環境づくり」に区分する。



第3章 都市整備の方針

4-2 自然環境の保全の方針

(1) 里山里海などの保全

〔自然環境全般〕

- 世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を生みだす山地や海岸などの自然については、能登半島国定公園の適切な維持管理、千里浜海岸保全事業の促進、邑知潟周辺の植生の保全、希少生物が生息する環境保護、森林保全対策などにより、保全・活用を図る。
- 関係機関と連携しながら、トキや白鳥が生息できる自然環境を整備する。
- 邑知潟については、自然環境を脅かす特定外来生物の情報発信などによる外来種対策を行うとともに、石川県の定期的な水質調査などを踏まえた水質浄化に向けた取り組みを推進する。
- 羽咋川、子浦川などの河川については、地域住民の憩いの場として、護岸などの整備や水質の保全など、良好な河川環境の整備を図る。

〔里山里海〕

- 邑知地溝帯の平野部や山間部の農地については、集落地などと調和した自然環境として保全するとともに、生産される農産物を含め、「能登の里山里海」として継承していく。

(2) 協働による環境づくり

〔官民協働の取り組み〕

- 里山里海の自然環境を継続的に保全するため、関係機関と連携を強化するとともに、自然環境に対する教育・学習の推進、なぎさクリーン運動などへの市民の積極的な参加呼びかけ、自然環境に関する情報提供などにより、市民の意識向上を図り、官民協働の環境保全活動を推進する。
- 不法投棄や不法焼却の防止のため、不法投棄監視パトロールの実施、河川などの定期的な水質調査による監視などにより、官民協働で自然環境を阻害する公害の防止に努める。

〔関係機関と連携した取り組み〕

- 丘陵地や山間地の樹林地、羽咋川や子浦川などの河川は、石川県と合同による不法投棄パトロール、不法投棄の防止啓発などにより、良好な自然環境を保全する。
- 海岸や邑知潟周辺の植生などは、石川県や羽咋郡市広域圏事務組合との連携などにより、良好な自然環境を保全する。

4－3 都市環境形成の方針

(1) 地球環境への配慮

〔脱炭素社会の形成〕

- 住宅用リチウムイオン蓄電池システム・V2H 設置補助制度をはじめ、太陽光発電、風力発電、バイオマスなどのグリーン・エネルギー利活用の推進などにより、環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を図るとともに、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑えた脱炭素社会の実現を図る。

〔循環型社会の形成〕

- 廃棄物発生量の抑制、廃棄物のリサイクル、分別回収の徹底により、循環型社会の形成を推進する。

(2) 協働による環境づくり

〔官民協働の取り組み〕

- 良好な都市環境を形成していくため、関係機関と連携を強化するとともに、自然エネルギーに対する普及啓発、エコライフ推進のための情報提供などにより、市民の意識向上を図り、官民協働の地球環境に配慮した都市環境形成活動を推進する。
- 道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動など、美しいまちづくりに向けた市民活動を推進する。

第3章 都市整備の方針

5 都市景観形成の方針

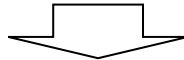
5-1 都市景観形成の基本的考え方

(1) 都市景観形成の基本的考え方

平成16年、国では地方公共団体が行う景観行政を推進するため、景観に関する総合的な法律となる「景観法」を制定している。また、平成20年、石川県では景観法の制定を踏まえ、これまでの石川県景観条例と石川県屋外広告物条例を一本化した「いしかわ景観総合条例」を制定するとともに、条例に基づく「石川県景観計画」を策定することにより、石川の美しい景観を保全・創出する施策を推進し、次世代に継承していくこととしている。さらに、平成29年5月に景観計画を変更し、羽咋市神子原地区を景観形成重点地区に追加指定している。

一方、本市では、平成21年6月に「石川県景観計画」を効果的に運用し、本市の良好な景観の保全・創出を図り、景観まちづくりを進めるため、その指針となる「羽咋市景観形成ガイドライン」を作成している。

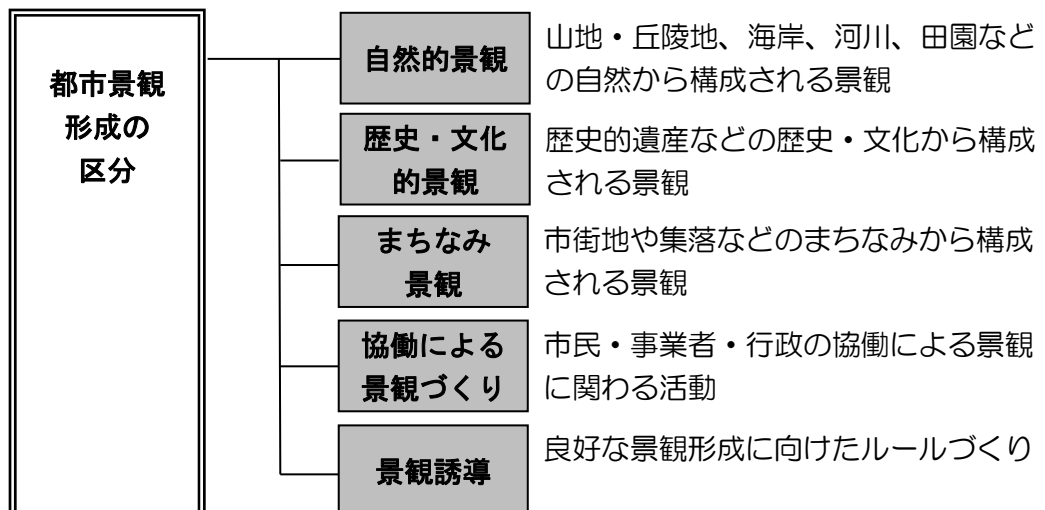
本市においては、この「羽咋市景観形成ガイドライン」に基づき、国や石川県などの関係機関と調整を図るとともに、市民・事業者・行政が協働し、本市に見られる優れた景観を次世代に継承していくことが求められる。



基本的考え方	○「羽咋市景観形成ガイドライン」に基づき、自然的景観、歴史・文化的景観、まちなみ景観から構成される本市の魅力ある都市景観を形成し、次世代に継承する。
	○都市景観の形成については、国や石川県などの関係機関と調整しながら、景観の担い手となる市民・事業者・行政の協働によって推進する。

(2) 都市景観形成の区分

都市景観形成の区分は、本市の景観を構成する「自然的景観」、「歴史・文化的景観」、「まちなみ景観」に加え、景観構成要素をもととした「協働による景観づくり」、「景観誘導」の5区分とする。



5-2 都市景観形成の方針

(1) 自然的景観

〔海岸〕

- 千里浜海岸については、本市の代表的な自然的景観として、良好な海岸景観を保全するため、海岸の再生、清掃活動、防風防砂林の保全などを推進する。
- 特に、滝港から宝達志水町との境界までの海岸線は、海岸と調和した滝港マリーナの良好な景観の創出、のと里山海道・千里浜なぎさドライブウェイ・汐見大橋などからの眺望景観の保全、建築物などのデザイン配慮など、積極的な景観保全・創出・活用を図る。



千里浜再生プロジェクト2022
千の輝き

〔潟・河川〕

- 邑知潟、羽咋川や子浦川などの河川といった貴重な自然環境を保全するとともに、人々が親しみやすい空間として活用を図る。
- 新たな建築物などの立地に際しては、邑知潟、河川の自然を損なわないよう配慮する。

〔山地・丘陵地〕

- 低地帯である農地、眉丈山系・石動山系である山地・丘陵など、豊かな緑を保全・育成する。

〔農地〕

- 邑知地溝帯の平野部や山間部の農地は、集落地などと調和した優良な田園空間として保全する。

(2) 歴史・文化的景観

〔歴史的遺産・文化的景観〕

- 気多大社、妙成寺、柴垣古墳群、吉崎・次場遺跡など、地域の歴史・文化を物語る歴史的遺産である社寺、遺跡・史跡のほか、芸能や祭りなどの文化的景観を保全・活用する。
- 気多大社については、能登国一ノ宮であり参拝者が多いことを踏まえ、気多大社周辺の眺望景観や社叢林の保全など、歴史的資源を尊重した景観づくりを推進する。
- 妙成寺の歴史的建造物や周辺の昔ながらの民家などは、地域の財産として積極的に保全・活用するとともに、寺社の参道周辺では、昔ながらの建築物の建て方や素材を工夫するなど、歴史的資源を尊重した景観づくりを推進する。

第3章 都市整備の方針

- 羽咋神社、本念寺、豊財院、古い町家などは、その地域の文化や歴史を物語る貴重な財産であり、積極的に保全・活用するとともに、寺社の参道周辺などでは建築物の建て方を工夫するなど、歴史的資源を尊重した景観づくりを推進する。

〔里山里海〕

- 人と自然との関わりの中でつくりだされた棚田などの景観を保全するとともに、耕作放棄地の解消と有効活用などを検討し、今後も適正に維持管理していくことなどにより、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を継承していく。

(3) まちなみ景観

〔市街地〕

- 商店街は、個々の店舗の創意工夫を活かしつつ、建築物の色彩、屋外広告物の協調など、通りや境界の特徴をひきたてるような秩序あるまちなみを誘導し、中心市街地にふさわしい景観形成を図る。
- 市街地内には多様な住宅地が形成されていることから、相互の緩やかな景観調和に努めるとともに、住宅と店舗、事業所などが隣り合う地区では、ゆとりのある空間演出や緑化により、規模やデザインの差異を和らげるよう配慮する。

〔幹線道路沿道〕

- 国道 249 号など、市街地を通過する道路では、建築物や屋外広告物のデザインや色彩の統一などに努め、隣接町との連続性にも配慮した魅力ある沿道景観の形成を図る。
- 国道 415 号など、田園・集落地を通過する道路では、周辺から突出することのない落ち着いた建築物や屋外広告物のデザインや色彩を用いるなど、田園・集落景観と調和した良好な沿道景観を形成する。

〔集落地〕

- 集落地については、地域らしさや自然環境、地形、歴史的資源などの豊かな景観資源を保全するとともに、新たな建築物を建てる際には、これらの景観資源との共生を図り、旧来の面影を活かした景観づくりを推進する。
- 建築物や農地の適切な維持管理はもとより、生垣の手入れ、清掃活動などにより、美しい集落景観を維持する。

〔工業団地〕

- 工業団地では、周辺の田園・集落景観から突出しないよう配慮するとともに、通り側に駐車場や屋外設備、資材置き場を配置する場合には、周囲を緑化などで演出する。

（４）協働による景観づくり

〔体制づくり・役割の明確化〕

- 市民、事業者、行政が協働し、良好な都市景観を形成していくため、景観づくりの体制や役割の明確化などを話し合いながら、景観形成に関する取り組みを推進する。
- 建築物や外構、庭木の維持管理に気を配るなど、市民一人一人の身近な景観づくりへの意識の向上を図る。

（５）景観誘導

〔地域別の景観誘導〕

- 平成21年6月に策定された羽咋市景観形成ガイドラインを踏まえ、地域ごとの特性に応じた景観誘導を推進する。
- 石川県景観計画に位置づけられた景観形成重要地域、特別地域における景観形成基準を遵守し、良好な景観形成の保全・創出を図る。
- 石川県景観計画において景観形成重点地区に位置づけられている「羽咋市神子原地区」における景観形成の方針、景観形成基準を遵守し、当該地区の良好な景観形成の保全・創出を図る。

〔規制・誘導の推進〕

- 積極的に景観形成を推進すべき地区については、地区計画やまちづくりに関する協定などを活用したまちなみ景観誘導を検討する。

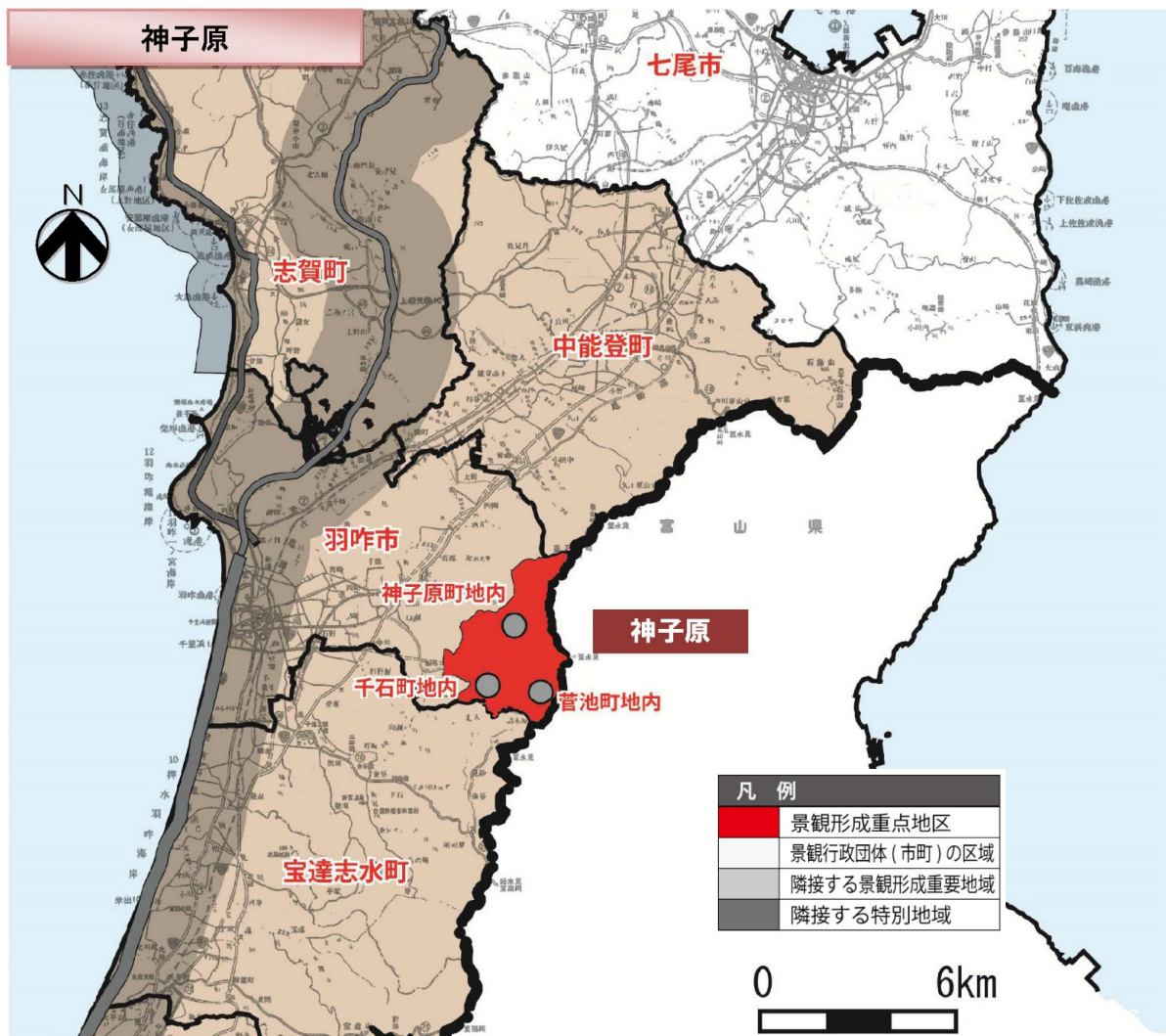
第3章 都市整備の方針

図一都市景観形成方針図



※のと里山海道、国道 249 号などは、石川県屋外広告物条例において、屋外広告物の表示を禁止する地域に定められています。

図一羽咋市神子原地区の景観形成重点地区（石川県景観計画）



資料：石川県景観計画

第3章 都市整備の方針

6 都市防災の方針

6-1 都市防災の基本的考え方

(1) 都市防災の基本的考え方

近年の激甚化・頻発化する自然災害を目の当たりにしていることから、災害に対する市民の危機意識が高まっている。一度、大規模な地震が発生すれば、市街地では建築物の倒壊や火災の発生などの恐れがあるとともに、津波の河川遡上や河川堤防液状化による被災、また、山地・丘陵地では土砂崩れなどの危険が考えられる。

このような中、本市では、災害対策基本法に基づく「羽咋市地域防災計画」や、安全・安心な地域社会の構築に向けた「羽咋市強靱化地域計画」、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた「羽咋市復興計画」を策定している。本市においては、これら計画を踏まえ、市民の安全を確保するため、令和6年能登半島地震で影響を受けた被災地域の復旧・復興に取り組むとともに、必要に応じて地域防災計画などの見直しを行いながら、激甚化・頻発化する多岐にわたる災害に備え、迅速かつ的確な対応がとれるよう、道路・公園・上下水道などの防災機能の強化など、十分な対策を講じていくことが必要である。

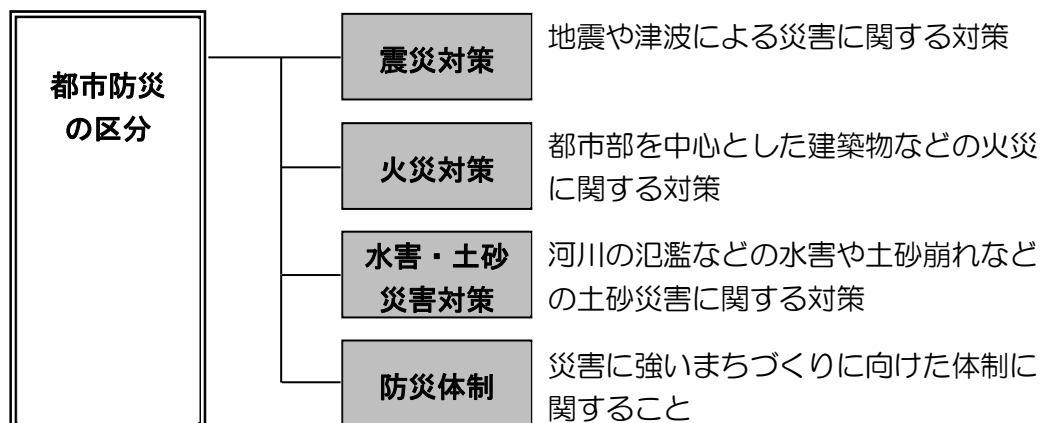
また、国・県・隣接市町などの関係機関との連携を強化するとともに、災害時に、市民自らが適切な行動がとれるよう、防災に対する情報提供などを行うことによって、市民意識の向上を図ることが必要である。

基本的考え方

- 羽咋市地域防災計画、羽咋市強靱化地域計画、羽咋市復興計画に基づき、市民が安全・安心に暮らせるよう、震災などに対応した都市施設整備を推進するとともに、避難路・指定避難所の整備など、都市の防災機能の強化を図る。
- 国・県・隣接市町などの関係機関との連携を強化するとともに、市民の防災に対する意識の向上を図る。

(2) 都市防災の区分

都市防災の区分は、多発する大地震の備えとなる「震災対策」をはじめ、建築物などの火災に対応するための「火災対策」、土砂崩れなどに対応するための「水害・土砂災害対策」に加え、これら災害に対して迅速・適切に対応するための「防災体制」の4つに区分する。



6-2 都市防災の方針

(1) 震災対策

〔防災機能の充実・強化〕

- 羽咋市地域防災計画や羽咋市強靱化地域計画、羽咋市復興計画に基づき、震災時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、ライフライン、非常食の備蓄倉庫、防火用水槽、防災資機材の整備・点検や広域的な情報通信施設の整備など、防災機能の充実・強化を図る。
- 国・県などの関係機関と調整しながら、避難路となる幹線道路、避難場所となる公園などの防災機能の充実・強化を図る。
- 避難所については、要配慮者や高齢者、女性、ペット対応などに必要な対策を検討するとともに、断水時における水の確保やトイレなどの課題解決に向けた整備を進める。
- 避難所においては、開設時における感染症対策に配慮する。



避難場所となる羽咋中学校

〔津波対策〕

- 海岸線に面する本市は、地震時の津波災害への対策の検討や津波ハザードマップの周知、避難訓練などを行うとともに、避難路の確保など既存施設の機能充実・強化を行う。

〔原子力防災対策〕

- 志賀原子力発電所の事故に関連して災害予防や応急対策については、必要に応じて、羽咋市地域防災計画を見直し、北陸電力(株)との安全協定を視野に入れつつ、国・県・隣接都市などと連携し防災対策を推進する。

〔液状化対策〕

- 軟弱地盤の強度を高めるための対策や、建築物の耐震診断、補強工事による耐震化を推進するとともに、軟弱地盤の地区などに水道などを敷設する場合においては埋戻し土の液状化対策を実施する。
- 液状化危険度マップの周知や住宅・宅地の液状化対策に有効な技術情報提供に努める。

〔密集市街地の解消〕

- 震災時に建築物の倒壊、緊急車両の進入や避難に支障をきたす恐れがある密集市街地においては、木造住宅の耐震・防火機能の強化、学校や公民館などの主要公共施設を中心とする耐震強化、都市計画道路などの整備を促進するとともに、面的な整備の誘導を行う。

第3章 都市整備の方針

〔公共公益施設の適正配置〕

- 災害弱者（障がい者、傷病者、高齢者、こどもなど）が利用する教育、医療、福祉などの施設の耐震化や適切な配置を進め、震災に強いまちづくりを推進する。

（２）火災対策

〔都市機能の強化〕

- 建築物の不燃化・耐火を促進するとともに、市街地の緑化や都市計画道路などの整備、消防法による水利の確保を図るとともに、木造密集地域の消火活動体制の整備などにより、火災の延焼を遮断する都市機能の強化を図る。

（３）水害・土砂災害対策

〔水害の防止〕

- 近年の局地的に多量の雨が降る「集中豪雨」が頻発する中、河川の氾濫などに対する必要な防災対策の検討を進めるほか、水害危険区域の監視強化を図る。
- 長者川などの河川や下水道施設などの整備を推進するとともに、公園の貯留能力を高めることなどにより、局地的な豪雨などによる洪水・浸水被害の防止対策を推進する。
- 邑知瀉に堆積する土砂の撤去など、周辺流域における浸水被害の防止対策を推進する。

〔土砂災害の防止〕

- 土砂災害を防止するための工事をはじめ、適切な森林の維持管理を行うとともに、土砂災害避難地図の周知や避難訓練などを行うほか、がけ崩れの恐れのある危険な区域などの監視強化を図る。

（４）防災体制

〔防災体制の充実・連携〕

- 災害に強いまちづくりを推進するため、消防車両の整備充実、消防団員の確保などを行う。
- 防災体制を強化するため、地域リーダーの養成を推進するとともに、自主防災組織結成や防災士資格取得の啓発、自主防災組織の活動や組織連携の強化を推進する。
- 国・県・隣接市町などの関係機関との連携を強化し、広域的な防災体制を構築する。
- カメラ映像や水位情報に基づく河川水位把握、即時的な防災情報発信など、デジタル技術を活用した防災体制の強化を推進する。
- 災害時における情報の発信・伝達体制を強化するため、ＩＣＴを活用した情報ネットワークの構築を図る。

〔防災拠点施設の機能充実〕

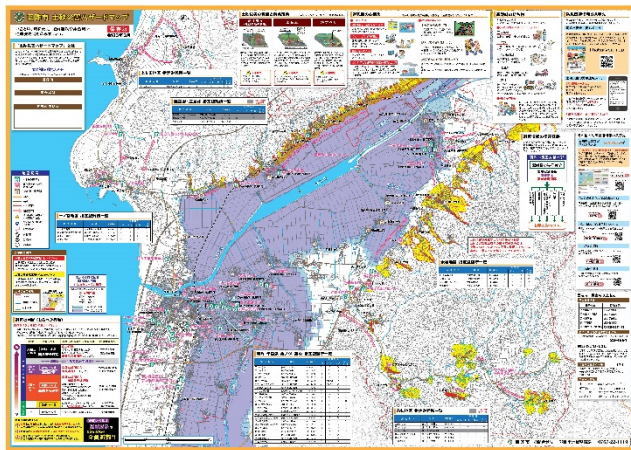
- 防災拠点となる施設について、備蓄倉庫の整備や計画的な食糧備蓄および防災備品の充足により、防災機能の充実を図る。

第3章 都市整備の方針

〔市民意識の向上〕

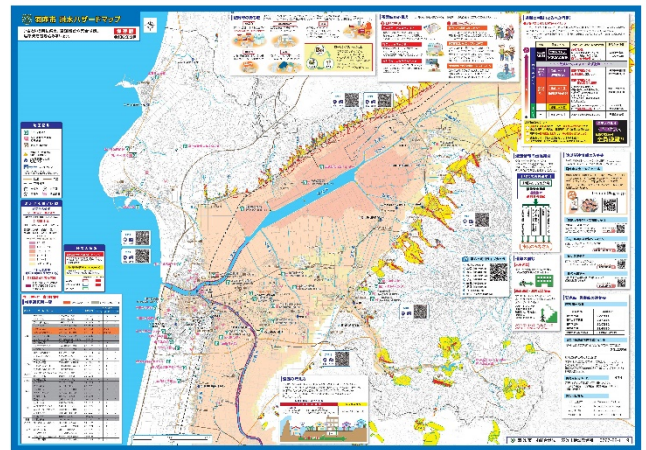
- 日頃から、自然災害について関心をもつような情報提供やハザードマップなどによる危険箇所の周知を徹底し、市民の防災意識の向上を図る。
- 市民が正しい防災知識を身につけ、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、消防署や自主防災組織と連携しながら、防災講座、防災訓練、救命講習などを実施し、防災知識の普及と意識向上を図る。
- 災害時に障がい者や妊産婦、高齢者などの避難行動要支援者が避難できるバリアフリー化された「福祉避難所」の周知を徹底するとともに、福祉避難所の確保に努める。

羽咋市土砂災害ハザードマップ



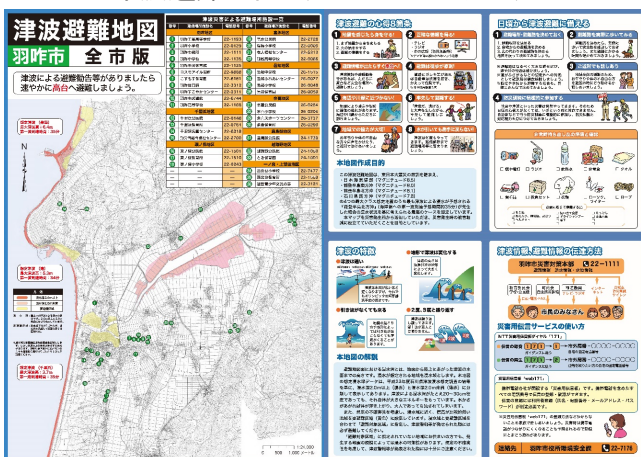
資料：地域整備課

羽咋市洪水ハザードマップ



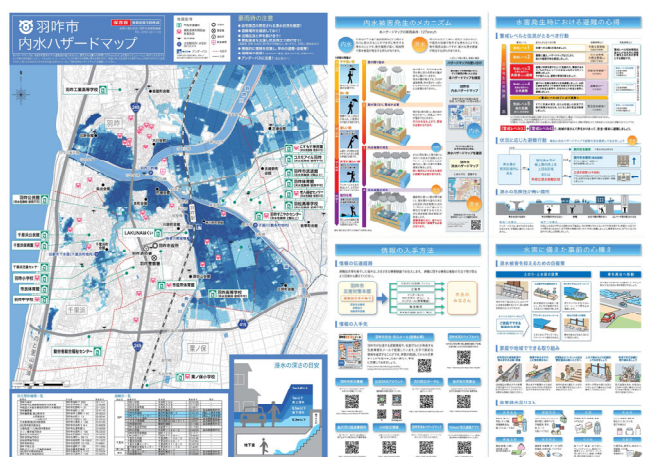
資料：地域整備課

津波避難地図（ハザードマップ）



資料：環境安全課

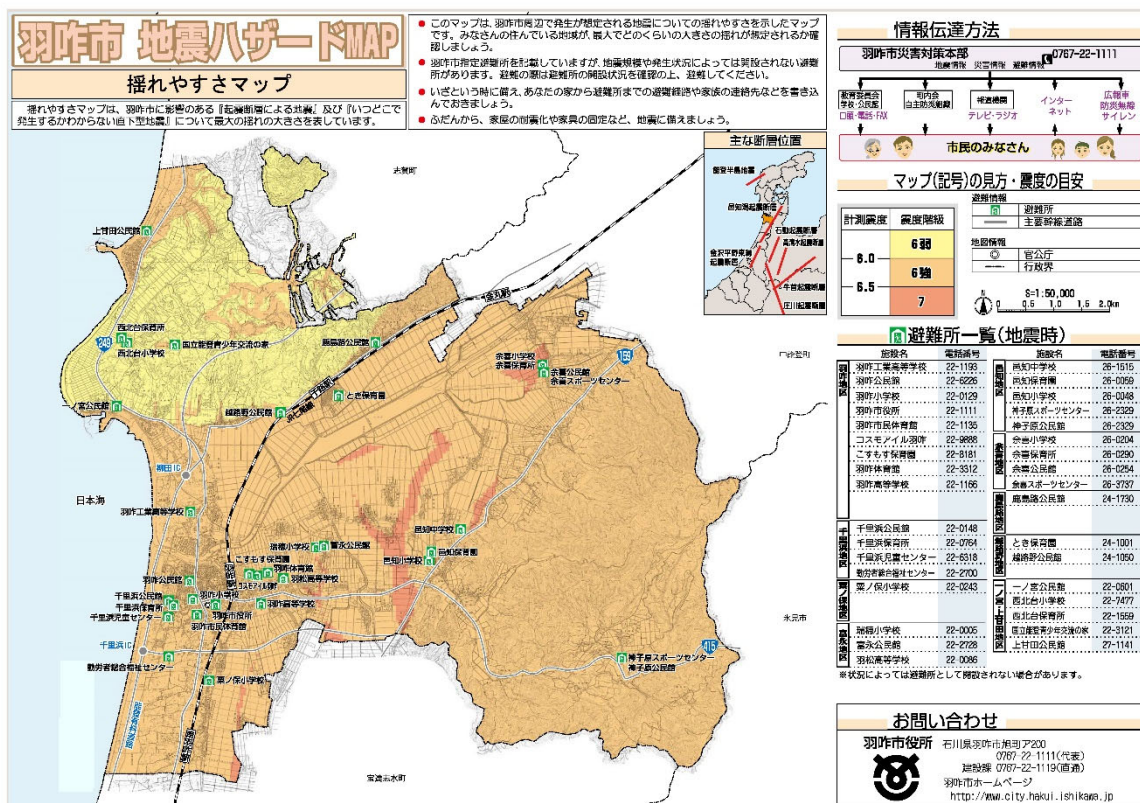
羽咋市内水ハザードマップ



資料：地域整備課

第3章 都市整備の方針

羽咋市揺れやすさマップ



資料：地域整備課

■福祉避難所とは

福祉避難所とは、災害により避難が必要となった際に、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（障がい者や妊産婦、高齢者など）のためにバリアフリー化された避難施設のこと。現在は、以下の12施設と「福祉避難所設置運営に関する協定」が締結されている。

施設名	締結年月日	締結先
特別養護老人ホーム眉丈園	平成 23 年 9 月 1 日	社会福祉法人眉丈会
小規模多機能唐戸山ホーム	平成 23 年 9 月 1 日	社会福祉法人眉丈会
特別養護老人ホームはくいの郷	平成 23 年 9 月 1 日	社会福祉法人こうけん会
介護老人保健施設白鳥苑	平成 23 年 9 月 1 日	医療法人社団佳樹会
ケアホームわたぼうし	平成 23 年 9 月 1 日	有限会社わたぼうし倶楽部
羽咋市デイサービスセンター	平成 23 年 9 月 1 日	はくい農業協同組合
羽咋市老人福祉センター	平成 23 年 9 月 1 日	社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会
たきの一ほ一む福の神	平成 26 年 10 月 1 日	社会福祉法人弘和会
就労支援センターあおぞら	平成 26 年 11 月 1 日	社会福祉法人はくい福祉会
ケアほ一むはくい楓の家	平成 26 年 12 月 1 日	株式会社楓の家コーポレーション
地域支え愛倶楽部 村友	令和 3 年 9 月 1 日	社会福祉法人弘和会
たきの一ほ一む風和里	令和 3 年 9 月 1 日	社会福祉法人弘和会

資料：環境安全課